

## 第2章 法的支援

DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究



# 1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

## 法律制定の背景

DVは犯罪となる行為を含むものであり、DVの本質は暴力による男性の女性の支配にあります。DVは世界中で昔から行われてきており、長い間、問題視されませんでした。

しかし、1970年代中頃からアメリカで始まった「殴られた女性たちの運動 (The Battered Women's Movement)」をはじめとする女性たちの運動の中で、DVは単に個人の問題ではなく、社会に広く存在する性的・経済的不平等の構造を反映しているものであることが認識されるようになりました。1993年12月に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(巻末資料参照)は、「女性に対する暴力」は、「男女間の歴史的に不平等な力関係の現われであり、これが男性の女性に対する支配並びに女性の十分な地位向上の妨害につながってきたこと、及び女性に対する暴力は女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会的機構の一つである」と明確に位置づけました。そして、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議における北京宣言は、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を再確認した上で、行動綱領の12の重要分野の一つとして、「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する」ことを掲げました。

ところで、日本でも、DVは当事者間の「個人的な問題」とか「家庭内の問題」とされ、殴られた妻が警察に110番通報をしても、警察も「法律は家庭に入らず」「民事不介入」の原則に縛られて、妻が重傷を負うか死亡しない限りは捜査が開始されないということも多々みられました。このような状況の下、DVをうける妻はあきらめざるを得ず、また世間体もあって、誰にも相談もできずにいました。

しかし、1975年の国際婦人年をきっかけとして、公営<駆け込み寺>開設運動など反DV運動が始まり、1977年に東京都は婦人相談所を改組し、公営シェルターの機能をもつ全国初の「東京都婦人相談センター」を開設しました。また1985年に「ミカエラ寮」、1986年に「女性の家HELP」などの民間シェルターが設立されるに至りましたが、本格的な反DV運動は、1992年の「夫(恋人)からの暴力」調査研究会のDV全国調査により始まりました。そして、1995年の第4回世界女性会議を契機とする政府の「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(2000年)度までの国内行動計画」において、初めて「女性に対する暴力」の根絶が盛り込まれるに至りました。

一方、東京都は、1997年度に都民を対象に「女性に対する暴力に関する調査」を実施しました。この調査は自治体では初めての調査でしたが、1998年3月にその調査報告書が発表され、暴力の被害を経験している人の割合が「何度もあった」「1、2度あった」とする人を合わせると、「精神的暴力」55.9%、「身体的暴力」33.0%、「性的暴力」20.9%というように、かなりの女性が深刻な被害をうけている実態が明らかにされました。

このような中で、NGOはDV防止法制定運動を展開しました。また、1998年8月31日には参議院共生社会調査会が発足して、「女性に対する暴力」を共生社会調査会の審議テーマとして取り上げ、2000年4月からDV法立法化に向けて本格的な活動が開始され、超党派の女性議員を中心に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」が設置されました。そして、議員立法により、2001年4月6日、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」と略す)が成立し、2001年10月13日より施行されたのです(2002年4月1日より全面施行)。

なお、その後、DV防止法は、2004年5月27日に改正(2004年12月2日より施行)、及び2007年7月5日に改正(2008年1月11日より施行)されています。

## 法律の概要

### 1) 立法目的

DV防止法には目的規定はありませんが、前文に次のような立法目的が示されています。

- ① 基本理念は人権擁護と男女平等の実現
- ② 配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であること
- ③ 暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- ④ 暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていること
- ⑤ 人権擁護と男女平等実現のために、配偶者からの暴力を防止し、被害者保護のための施策が必要であること
- ⑥ それは女性に対する暴力根絶をめざす国際社会の取り組みにも沿うものであること

### 2) DV防止法における「配偶者からの暴力」の定義

DV防止法における「配偶者からの暴力」は、いわゆるDVの定義とは異なることに注意をする必要があります。

#### ① 「配偶者」からの暴力とは

DVは、一般に「夫や親密な関係にある、あるいは、過去に夫や親密な関係にあった男性から、女性に対して向けられる暴力」とされています。ここでは、女性に対する男性からの暴力が問題とされ、また「親密な関係」は内縁、事実婚、恋人関係なども含まれるとされます。

しかし、DV防止法上は、「配偶者」からの暴力であり、夫の暴力だけではなく、妻の暴力も問題とされます。また、「配偶者」には、内縁関係や事実婚は含まれますが（1条3項）、恋人関係は含まれません。

#### ② 「暴力」とは 改正法による暴力の定義の拡大

2001年法においては、「暴力」は身体的暴力（配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって、生命または身体に危害を及ぼすもの）に限定されていました（旧1条）。但し、配偶者暴力相談支援センター（後述）に関する規定等についてのみ、身体的暴力ではなくても「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（いわゆる精神的暴力・性的暴力など）」も対象となるとされていました。

しかし、このような定義は、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」における暴力の定義（注1）にも反して狭すぎるものが指摘され、また、身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動もまた身体に対する暴力と同様に許されないものであり、これも「配偶者からの暴力」に含めるべきであるとの議論がなされ、2004年の改正により、「暴力」には、「身体的暴力」のみならず「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」（精神的暴力、性的暴力）も含まれることとし、これらを含む「暴力」の防止及び被害者の保護について一層の推進が図られました。

ただし、保護命令の対象となる「暴力」については、2004年の改正においても、身体的暴力に限定されていましたが、2007年の改正により、「生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をうけた」場合も、保護命令の対象となることとなりました（10条1項）。

### 3) 配偶者暴力相談支援センター

各都道府県には、配偶者暴力相談支援センターが設置されています。配偶者暴力相談支援センターは、DV相談や被害者及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護などの機能を果たすこととされています（3条3項）。

### 4) 保護命令制度

被害者（配偶者から身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者）は、その申立てにより、配

偶者に対して保護命令を発してもらうことができます（10条）。

### ① 接近禁止命令と退去命令

接近禁止命令は、配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを6ヶ月間禁止するものです。6ヶ月たっても被害者の危険がなくなるときには、再度の申立てをすることができます。（被害者の子への接近禁止命令は④、被害者の親族等への接近禁止命令は⑤に記載。）

退去命令は、配偶者に対し、2ヶ月間（2004年の改正前は2週間でした）、被害者と共に生活の本拠として住居から出ていくことを命令するものです。退去を命じられた住宅付近のはいかいも禁止されています。

接近禁止命令、退去命令は、双方を同時に申し立てることもできますし、どちらか一方のみを申し立てることもできます。また、2004年の改正により、退去命令についても再度の申立てが可能となりました。

### ② 電話等を禁止する命令（10条2項）

従前は、接近禁止命令が発令されても、電話をかけたり電子メールを出したりすることは禁止されていなかったため、被害者は配偶者からの電話やメールに悩まされ、恐怖心等から配偶者の下に戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるをえなくなったりという状況がありました。そこで、接近禁止命令の実効性を確保するために、2007年の改正により、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより以下のいずれの行為もしてはならないことを命ずることができることとなりました。

- 1 面会の要求
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知りうる状態に置くこと
- 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること
- 4 無言電話・連続しての電話・FAX・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 5 夜間（午後10時～午前6時）の電話・FAX・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 6 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付、又はその知り得る状態におくこと
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと

なお、上記の「緊急やむを得ない場合」とは、「被害者の子が急病・急死の場合」「被害者の子が重大な事件・事故に巻き込まれた場合」「自宅に災害が発生した場合」など、被害者自身についても極めて重要と思料される事項を緊急に知らせる必要があり、かつ、その手段として「電話、電子メール、FAXによるほかない場合」をいいます。

### ③ 保護命令の申立手続

#### 1 申立人

申し立てることができるのは、配偶者から身体に対する暴力を受けた者または生命等に対する脅迫（生命または身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫）を受けた被害者です。

従来、保護命令は身体に対する暴力を受けた場合にしか認められませんでした。2007年の改正により、生命等に対する脅迫（例えば、「殺してやる」「腕をへし折ってやるぞ」「ぶん殴ってやる」という言動）の場合も、保護命令が申し立てられるようになりました。

#### 2 申し立てる管轄裁判所

相手方（配偶者・元配偶者）の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所、申立人の住所または居所の所在地を管轄する地方裁判所、当該申立てに

係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地を管轄する地方裁判所に申し立てることができます。但し、申立人の一時避難先を「居所」としてこれを管轄する裁判所に申し立てをする場合には、管轄の原因を明示するため、一時避難先を申立書に明示しなければならなくなることもあるので、安全の面からいうとこのような申立てはなるべく避ける方が望ましいでしょう。

### 3 申立手数料

申立てについては、収入印紙1000円及び送達用の郵券が必要です（必要な額は申し立てる裁判所に問い合わせてください）。

### 4 申立書

申立書については、各地方裁判所で、当事者が記入して申し立てることができるような書式を用意していることが多いので、最寄りの裁判所に問い合わせるとよいでしょう。

申立書に記載する申立人の住所については、實際上、避難する前の住民票上の住所を記載すればよく、逃げた避難先を記載する必要はありません。但し、裁判所に対しては、現実に申立人と連絡をとることができる連絡先を知らせておく必要がありますから、申立書とは別に、裁判所から申立人に連絡がつく場所（実家、友人宅など）を申し出る必要があります。また、申立書の副本、主張書面の写し及び書証の写しは相手方にも渡されますので、安全を確保する観点からは記載内容にも注意を払う必要があります。診断書などに避難先の居所や近隣の病院名などが記載されていることもありますので、提出する書類には注意が必要です。

保護命令については、弁護士に依頼しないで被害者本人が自分で申し立てる場合が多いのですが、暴力を受ける危険などが大きい場合には、弁護士に相談することも検討しましょう。弁護士に依頼する経済的余裕がない場合には、日本司法支援センター（法テラス。後述）の法律扶助制度を利用することもできます。

### 5 保護命令の要件

ア、イ及びウは発令のための実体要件、エ及びオは手続要件です。

ア 申立人と相手方は、事実婚を含む婚姻関係にあるか、かつてあったこと

離婚直後の時期が身体に対する暴力の危険が最も高いともいわれており、2004年の改正により、婚姻関係解消後の申立も認められるようになりました。

イ 身体に対する暴力を受けたこと、または生命等に対する脅迫を受けたこと

ウ 身体に対する暴力を受けた場合は更なる身体に対する暴力により、生命等に対する脅迫を受けた場合は身体に対する暴力により、生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと

エ 配偶者暴力相談支援センターまたは警察の職員に相談したり援助もしくは保護を求めたりした事実があること

なお、電話等を禁止する保護命令（後述）を保護命令が発令された後に申し立てる場合には、被害者への接近禁止命令の申立時とは別に、電話等禁止命令の申立時に配偶者暴力相談支援センターまたは警察の職員に相談等をした事実の有無を記載する必要があります。

オ エの事実がない場合には、イの状況及びウを認めるに足りる申立て時における事情について供述書面を作成し、公証人役場で認証してもらうこと

公証人役場で宣誓供述書を作成するには、費用がかかります（1万1000円）。保護命令を申し立てようというときには、できるだけ配偶者暴力相談支援センターまたは警察の職員に相談したり援助を求めたりした方が費用もかからないし、簡便です。

### 6 保護命令の審理

保護命令の審理については、原則として、口頭弁論または相手方が立ち会うことができる審尋期日を経なければならないとされています（14条1項）。保護命令の申立てがなされると、まず、申立人の審尋

を行うのが一般的です。また、裁判所は、被害者が配偶者暴力相談支援センターまたは警察に相談をしていた場合には、相談先に相談内容等を書面で提出するよう求めます（14条2項）。申立人審尋の後、相手方（配偶者・元配偶者）を呼び出し、相手方の審尋を行って、保護命令の申立てに理由があると認められれば保護命令が発令されます。

また、裁判所では、審理の過程での申立人の安全については配慮してくれますが、安全を守るためには弁護士に依頼した方がよいこともあります。

一般に、裁判には時間がかかると言われますが、保護命令については迅速な裁判が行われることになっており（13条）、平成13年10月から平成19年12月までの認容された保護命令事件の平均審理期間は12.4日でした（最高裁判所事務総局民事局の「配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について」）。

保護命令は相手方に対する決定書の送達または相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言い渡しにより、効力を生じます（15条2項）。また、保護命令が発せられると、その旨が裁判所書記官から申立人の住所または居所を管轄する警視総監または道府県警察本部長に通知されます（15条3項）。また2007年の改正により、被害者が相談した配偶者暴力相談支援センターの長にも通知されることとなりました（15条4項）。

#### ④ 被害者の子への接近禁止命令（10条3項）

2004年の改正により、一定の場合に、被害者の子への接近禁止命令が可能となりました。

すなわち、被害者とその成年に達しない子と同居しているときで、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから、被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令とあわせて、被害者の子への接近禁止命令を発令することができることとなりました。

但し、子が15歳以上のときは、その同意がある場合に限りです。この場合は、子の自筆の同意書を裁判所に提出します。また、子は裁判所からも直接事情をきかれることがあります。

なお、被害者への接近禁止命令の発令後に子への接近禁止命令の申立てをする場合には、被害者への接近禁止命令の申立時とは別に、子への接近禁止命令の申立時に配偶者暴力相談支援センターや警察職員への相談等をしている必要があり、その事実がないときは、公証人面前宣誓供述書の添付が必要になります。

#### ⑤ 被害者の親族等への接近禁止命令（10条4項）

被害者への接近禁止命令が発令されていても、配偶者は、被害者の親族等の住居におしかけて暴力的言動をとることもあり、そのような場合には、被害者が配偶者の行為を制止するために配偶者と面会することを余儀なくされる可能性もあります。そこで、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するために、2007年の改正により、親族等についても一定の場合に接近禁止命令の対象と認められるようになりました。

「親族等」とは、「被害者の親族、その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居しているその成年に達しない子及び配偶者と同居している者を除く。）」をいいます。「被害者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、「被害者の身上、安全などを配慮する立場にある者」で、職場の上司、民間シェルターの支援員や配偶者暴力相談支援センターの職員のうち、被害者に対し現に継続的な保護・支援を行っている者等がこれに該当し得るものと考えられます。また、親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから、被害者とその親族に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するために必要があると認められることも必要です。さらに保護命令の申立てには、当該親族等の同意も必要です。なお、親族等については氏名等特定された者ごとに、命令発令のための実体要件が判断されます。

また、手続要件については、被害者への接近禁止命令の発令後に親族等への接近禁止命令の申立てをする場合には、被害者への接近禁止命令の申立時とは別に、親族等への接近禁止命令の申立時に配偶者暴力相談支援センターや警察職員への相談等をしている必要があり、その事実がないときは、公証人面前宣誓供

述書の添付が必要になります。

#### ⑥ 保護命令が発せられた場合の警察の対応

裁判所から発令の連絡を受けた都道府県の警察本部長は、被害者が在住している最寄りの警察署に連絡をし、まず、被害者と接触をして警察と被害者との連絡体制をつくり、被害者に対する必要な保護措置を講じます。他方で、配偶者の生活場所を確認し、配偶者に違反があれば検挙（逮捕）することになります。

#### ⑦ 保護命令違反

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます（29条）。

#### ⑧ 再度の申立手続きの改善

保護命令の再度の申立をする場合には、2004年の改正前は必ず申立人の宣誓供述書（公証人の認証をうけたもの）が必要でした。現在は、身体に対する暴力を受けた場合は更なる身体に対する暴力により、生命等に対する脅迫を受けた場合は身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる当該申立てのときにおける事情に関して、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対して相談等をしていた場合には、再度の申立書にその内容等を記載すれば、2004年改正前のような申立人の宣誓供述書（公証人の認証をうけたもの）は不要となりました。

## 2. 別居中の生活費

夫のDVのために別居している場合、「やり直したい」と言いながら、別居中の妻子の生活費（婚姻費用）を支払おうとしない夫が少なくありません。このような場合には、夫の住所地を管轄する家庭裁判所に婚姻費用分担の調停を申し立てることができます。話がかからないために調停が不調（不成立）となる場合には、審判手続に移行となり、裁判官が毎月の婚姻費用を決定（審判）します。

どのくらいの生活費を夫が支払うかについては、2003年4月に東京・大阪養育費等研究会が養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案をしていますので（「判例タイムズ」1111号）、それを参考にするとよいでしょう。算定表が提案されてからは、家庭裁判所の調停などではその算定表をもとに話し合われることが極めて多くなりました。

調停で婚姻費用の合意が成立した場合または婚姻費用の審判が確定した場合には、確定判決と同一の効力を有するので、夫が婚姻費用を支払わなかったり、支払いを遅滞したりした場合には、夫の給料等を差し押さえることができます（強制執行）。そして、婚姻費用については、2004年4月1日以降、その一部に不履行があるときには、期限が到来していないものについても債権執行が認められることになりました（民事執行法151条の2）。その結果、従前は、滞納した何ヶ月分かの婚姻費用を差し押さえ、その後また滞納があると改めて新たな滞納分について差し押さえをするというように何度も差し押さえの手続きをとらなければならなかったのですが、改正により、差し押さえの手続きは一度だけですむことになりました。また、同じく2004年4月1日から、婚姻費用については、給料の2分の1までは差し押さえることができるようになりました（婚姻費用、養育費以外の場合には、4分の1までしか差し押さえができないこととされています。民事執行法152条）。



# 3. 離婚へ向けて

## ① はじめに

DV被害者も、気持ちが揺れ、なかなか離婚についての決断ができないこともあります。離婚するかどうかは、人生の大事な決断ですから、被害者本人に委ねるべきことです。

妻と夫とが離婚の合意ができれば、協議離婚できます。ただし、未成年の子がいる場合には、どちらが親権者になるかについての合意も必要です。これが合意ができる場合には、離婚届用紙に妻と夫の双方が必要事項を記入して署名押印し、成人2名の証人に署名押印してもらった上で役所に届出をすれば離婚が成立します。

しかし、DV被害者が離婚の決意を固めたとしても、夫は「離婚しない」と強く主張する 경우가少なくありませんので、その場合は協議離婚がなかなか難しくなります。また、離婚や親権者について合意できたとしても、養育費や財産分与、慰謝料などについて合意が成立しないこともあるので、裁判所での手続をとる必要も出てきます。

裁判所で離婚の手続きを進める場合、暴力を受ける危険などが大きい場合にはなるべく弁護士に依頼した方がよいことは、保護命令の申立の場合と同様です。

## ② 調停の申立

- 1 裁判所での離婚手続とはいっても、いきなり裁判を起こすことはできません。

裁判を起こす前に、まず相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に離婚調停の申立をしなければなりません（調停前置主義）。調停の申立は、戸籍謄本などの必要書類を準備し、家庭裁判所の窓口で備えてある調停申立書に必要事項を記入して行うことになります。相手方に住所を知られたくないときは、裁判所や弁護士とよく相談します。調停申立にかかる費用は、収入印紙1200円と80円の郵便切手10枚程度です。

- 2 調停は、家庭裁判所の調停委員会に介在してもらっての話し合いです。調停委員会は、裁判官1名と調停委員2名で構成されますが、通常は調停委員2名だけで調停をすすめ、必要に応じて裁判官と評議することになっています。

調停の進め方は、それぞれが交互に調停室に入り、調停委員に言い分などを伝える形で調停が進められ（別席調停が原則）、当事者の意思に反して同席させられることはありません。夫が「妻が離婚したいというはずがない」「直接会って妻の意思を確かめたい」などと言って同席を求めることが往々にしてありますが、同席したくない場合には拒否することもできます。DV事件には同席調停は向かないと思います。殺傷事件になる危険もありますし、妻が夫への恐怖感などから完全に脱しきれていないこともあるからです。

- 3 調停中の安全の確保については、事前に裁判所に申し入れし、裁判所と打ち合わせておくとい良いでしょう。相手方に、申立人が調停中にどこの部屋にいるのかを知られないように極力注意することも必要な場合があります。また、本人の恐怖心が強い場合には、弁護士が依頼をうけていれば、代理人のみが出頭することも可能です。

- 4 上に述べたように、DV被害者である妻が離婚の調停を申し立てても、夫は、「離婚したくない」「やり直そう」と強く主張したり、また、「離婚はやむを得ないと思うが、子どもの親権は絶対に渡さない」などと主張したりすることもよくあります。そういう場合、調停では離婚について合意できないことが多く、裁判を起こさざるをえません。調停で合意ができそうもないと判断したら、早めに調停を不成立にしてもらうことも検討しましょう。

### ③ 訴訟の提起

1 調停が不調（不成立）となったときは、離婚訴訟を提起します。離婚訴訟は、家庭裁判所に申し立てます（2004年4月からの人事訴訟法の施行）。訴訟において離婚判決を得るためには、法律に定められた離婚原因が必要とされています（民法770条1項）が、DVの場合には、770条1項5号の「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」にあたります。

調停とは違って、裁判の場合には、原告の住所地の管轄裁判所で申し立てることもできます。相手方に住所を知られたくないとき、裁判所や弁護士とよく相談すべきことは調停の場合と同じであり、さらに、裁判所に提出するすべての書類について住所を知られないように点検するなど、注意が必要です。裁判を起こすことについて、経済的に弁護士を依頼する資力がない場合には後述する日本司法支援センター（法テラス）の法律扶助手続きを利用するとよいでしょう。

2 裁判を申し立てても、必ず判決がなされるというわけではなく、裁判官が間に入って、和解手続（話し合いの手続）が行われることもあります。裁判官が間に入って話し合いをすると、「裁判官」という権威が効果を発揮するためか、和解で離婚が成立し、「和解離婚」することもあります。しかし、話し合いがつかなければ、判決が出されます。判決に不服がある当事者は高等裁判所に控訴することもあります。判決が確定すれば離婚となります。

3 なお、被害者の尋問の際には、申し入れをすると、法廷内で夫と被害者の間に遮へい措置をとってもらえることもあります。同じ法廷に配偶者がいるというだけで被害者は萎縮してしまうことも多いので、遮へい措置の効果は大きいと思われます。

4 こうした手続きにより被害者が離婚できても、元配偶者からの追及がやまず、被害者が連れ戻される危険のある場合もあります。数年がかりでやっと離婚できたのに、恐怖感などから脱しきれていない元妻が連れ戻され、再びDVを受けてしまうこともあります。離婚しても、DV被害者を取り巻く危険は容易にはなくならないため、精神面、経済面での長期的なケアが必要です。

### ④ 子どもの親権、監護権、面接交渉など

DV事件では、未成年の子がいる場合に、子に関する問題も生じます。離婚の際に父母のどちらが親権者となるかを指定しなければならず、それをめぐって争いになることが多いですが、離婚後の親権者の問題だけではなく、別居期間が続く場合には、どちらが子を監護養育するかをめぐっての争いが生じ、監護者指定の調停、審判になることもあります。子の奪い合いに発展することもあります。監護権者が指定された後も、子との面接交渉の問題が起きることが多いです。

DV加害者である夫は、①妻に対しては暴力をふるいつつも、子に対しては愛着を持っているという場合もありますが、他方、②妻を引き戻すための手段として子を利用する場合も少なくありません。妻を引き戻すための手段として子との面接交渉を利用するなどということは批判されるべきことですが、①の場合についても、DVが子どもにとっても虐待にあたるということ（児童虐待の防止等に関する法律2条4号）を忘れてはなりません。子の福祉に反する面接交渉は制限される必要があります。

さらに、子が連れ去られてしまった場合には、子の引き渡しを求める審判や審判前の保全処分などの手続きなど、子を引き渡させるための手続きをとることができます。

### ⑤ 養育費

離婚して未成年の子を引き取り監護養育している場合には、相手方に対し、養育費の請求をすることができます。どのくらいの生活費を夫が支払うかについても、別居中の生活費（婚姻費用）について前述した（Ⅱ）と同様、東京・大阪養育費等研究会が養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案をしていますので（「判例タイムズ」1111号）、それを参考にするとよいでしょう。家庭裁判所の調停などは、この算定表をもとに話し合われることが多いのが実情です。

また、不払いの場合の強制執行についても同様です。

## 4. 日本司法支援センター(法テラス)による 犯罪被害者支援

日本司法支援センター(愛称「法テラス」)は、総合法律支援法という法律に基づいて2006年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した政府全額出資の公的な法人で、法的トラブル全般についてトラブル解決に役立つ法制度情報や適切な相談窓口などの案内(情報提供業務)や資力に乏しい方への無料法律相談や弁護士費用等の立替え(民事法律扶助業務)のほか、DVをはじめとする犯罪の被害に遭われた方の支援(犯罪被害者支援業務)などを行っています。

法テラスの犯罪被害者支援業務では、被害者の損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度を紹介するほか、病院への付添、安全の確保、そしてカウンセリングなど被害者が必要とする各種支援を行っている機関・団体の案内、また、個々の状況に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介も行っています。

特に、弁護士に損害賠償請求や保護命令の申立てなどの民事裁判等手続を依頼する場合、資力に乏しい方は、民事法律扶助業務を利用して、弁護士費用の立替えを受けることもできます。

民事法律扶助を利用するには

- ① 収入等が一定額以下であること
- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

の3つの要件を満たすことが必要とされています。申込み後、審査をうけて援助の開始決定を受けると、法テラスが弁護士費用を立て替えて弁護士に支払い、申込者は、原則として立替金を毎月分割で法テラスに支払う(償還する)ということになります。

なお、民事裁判等手続以外にも、弁護士に刑事裁判や行政手続を依頼する場合の費用援助の制度(日弁連委託援助)があります。

法テラスでは、コールセンターの「犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714)」のほか、各都道府県にも窓口を設置していますので、利用方法などの詳細はこちらに問い合わせてください。

(巻末資料参照)

# 第3章 DV被害者への支援

DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究



# 1. 相談

## 被害者に対して

被害者はとても傷ついています。また、多くの被害者は自分にも悪いところがあるのではないかと、子どものためにも自分さえ我慢をすればいいのではないかと考えています。それでも相談に行くのは精神的にもかなり追い詰められていたり、夫との生活をどうしたらいいのか分からなくなっていたりするのです。“ほかの夫婦にはこんなことは起こっていないだろう、自分だけどうして？”と悩んでいます。相談を訪れることはとても勇気のいることなのです。被害者の「傷つき」に配慮し理解をすることがとても大切です。

支援者の理解の無い言葉にさらに被害者が傷ついてしまうことを「二次被害」と言います。被害者が二次被害を受けると支援者に対する信頼感が失われ、被害者は被害の実態を語れなくなり、やはり自分が悪いと思い、どこにも相談できない状態になります。孤立無援の状態になってしまい、さらに甚大な被害を受けてしまう可能性があります。まずは相談を訪れた労をねぎらい、ゆっくり何でも話してもらえ環境を整えていきましょう。

## 相談を受ける準備

被害者は混乱していることが多く、話も時系列が混乱していたり、要領を得なかったりすることが往々にして見られます。相談の時間は2時間前後かかると考えて時間をたっぷり取っておくようにします。

被害者が安心して話ができるように、個室の相談室を用意しましょう。

被害者の相談を受ける人はできれば二人体制で行うと良いでしょう。

被害者へ正しい情報提供をするためには、地域で活用できる各種制度の利用方法や相談窓口情報を常に整理しておくようにします。

## 相談を受けるときの配慮

相談は秘密が守られることを必ず伝えましょう。

じっくり構えてゆっくり聴くようにします。そのためにも時間をしっかり取っておきましょう。

相談を受けた人だけで判断する必要はありません。周囲の意見も聞いて、より良い対応を心がけましょう。

相談は1度だけしか受けられないものではありません。これからの被害者の人生に関わる大事なことを考えていくのですから、何度も迷って当然ですし、情報提供を受けたことで混乱してしまったりしても自然なことです。たとえ同じ話でも、再び相談ができることは、必ず伝えましょう。

## こんな言葉掛けはNG

- 「夫婦なんだからお互い思いやって、あなたが夫を理解してあげないとね。」  
今まで一生懸命考えていろいろ工夫してやってきた被害者がほとんどです。これ以上どうすることもできなくて相談に至っているのです。理解してもらいたいのは被害者のほうですね。
- 「この間もあなたのような人が相談に来てその人は○○○したので良かったですよ。」  
被害者は皆同じではありません。被害者一人一人に応じた対応が必要ですし、他の被害者の話を持ち出すのは、“秘密を守ってもらえるのか？”と被害者に不信感を抱かせることになります。

## こんな態度はNG

- 被害者に事情聴取のように知りたいことをどんどん質問する。  
被害者は聴いてほしいことがたくさんあるのに話ができなくなってしまいます。
- 「～しなさい」、「～することが一番良いのに」と相談員の考えを被害者に押し付ける。  
大事な人生の選択を相談員がするのはよくありません。誰の人生でもない被害者の人生です。被害者の考えを良く引き出していく努力をしましょう。
- 複数で相談を聴いている時、相談員同士でこそこそ話し合う。  
被害者は話を受けとめてもらった気持ちにならないので注意しましょう。

## 被害者の話を聴くポイント

暴力の内容	形態、頻度、暴力による怪我や影響、いつごろから始まったかなど
夫婦の生活歴	交際期間、結婚生活の様子、生活歴
被害者の様子	体調、通院歴、怪我、仕事、被害者の家族の状況等
配偶者の様子	仕事、性格、日ごろの生活の様子、通院歴 犯罪歴 職場ではどのように評価されているか、親族についてなど
子どもの様子	発育状態、生活の様子、通院歴、集団生活の様子等

- ※ 被害者の話を聴きながら、危険度を推し量ったり、配偶者の追及がどの程度ありそうかを予測したり、どのような支援や制度の利用が必要か考えるために、できるだけ具体的に聴く必要があります。場合によってはあらかじめ相談票を作成しておくといいでしょう。なお、話は被害者の話に添って聴いていき、無理に聞き出そうとしないことが大切です。

## 事例 被害者から

花子さんは長女を産んだ頃より夫から暴力を受けるようになり、悩んでいました。あるとき市役所でDVに関するリーフレットを入手。しばらく手元に置いていましたが、思い切って相談電話をかけました。電話で、「あなたが悪いのではない、ぜひ相談にいらっしやいませんか」と促されました。“DV、自分が被害者？”と花子さんは思い切って相談に行ったのです。

緊張して行ったのですが、相談員に「よくいらっしやいましたね。お待ちしていましたよ」と声をかけられ、相談室に通されました。いすに座ったら緊張が緩んだのか、ホッとしたのか思わず涙がポロポロこぼれてしまいました。相談員に「つらいことがあったのでしょうか、ゆっくりでいいですよ」と言われると堰を切ったように、今までのことを話していました。相談員は時に「大変でしたね」とか「そうでしたか」などと聴いてくれ、時に「そのときどうしたのですか？」「いつごろのことですか？」など確認するような質問を受けながら話をしました。花子さんは日ごろ暴力を受けるのは自分が悪いからだと思っていましたので、一段落すると「私が悪いんですよね」と言ってしまいます。相談員からは「そうでしょうか？あなたが悪いのではないですよ。暴力を振るうことが悪いのです」とやさしく言われました。また、しばらくすると「やっぱり私が夫の気持ちを察してあげなかったから私が悪いんですよね」と言ってしまいます。そのたびに「暴力が悪いですよ」とていねいに言われたのでした。

相談員からはDVのことを聞き、やはりこれはDVなのかと思いました。あれこれ情報提供してもらいましたが、どうしていか結論は出せませんでした。でも一番の収穫は自分が悪いのではないと言われてきたことと、DVのことが少し分かったことでした。2時間半ばかり面接したのでしょうか。今、結論が出なくても良いことや、また相談に応じてもらえることが分かって、ホッとした気分でした。「自分でも少し考えてまた相談にきます」と言って相談室を後にしました。

## A相談員より

今日は暴力を受けた被害女性の相談の予約を受けています。相談は2時間ぐらいかかると思い、10時からの予約にしました。配偶者等からの暴力の相談ではいつも、法律のことや母子家庭になったときの情報などを提供することが多いので、手元に情報収集した資料を用意して待ちました。今日はまだ一人の相談員と二人で受けることになっています。以前は一人で受けていたのですが、被害者の話が重いことが多く、自分自身が暴力を受けたような感覚になったり、落ち着いた対応ができなかったりすることがあったので、このごろ二人で面接するようにしています。すると、被害者の話に寄り添いつつも落ち着いて対応できること、二人分の懐で受け止められるので、一人で全部抱え込まずに良いなどの利点に気づきました。

10時少し前に被害者の方が硬い表情で下向き加減に玄関に現れました。いつものように、優しく挨拶し相談室へ通しました。話し始めた途端にポロポロ泣き出してしまいました。良く見ると、頬のところにうっすら痣があることに気がつきました。被害者が語るままに話を聴きました。時々、暴力に至ったきっかけや時期などを確認しました。被害者の話から、継続的に暴力が繰り返されたことや、徐々にエスカレートしていることが分かりました。被害者は身体的暴力だけではなく、行動を監視される、友人や親族との接触を制限されるなど精神的、社会的な暴力もずっと受けていたことが分かりました。被害者には5才と3才の子どももいますが、夫は子どもにはとても優しく子煩悩ぶりを発揮しているようにみえました。しかし、よくよく聴くと、夫は気分が優しくしたり、気分が怒ったりすることもあるようでした。

被害者の精神状態ももう限界にきているようでした。幸い仕事を持ち収入もある方だったので、離婚の方法や弁護士相談、保護命令のことなど情報を提供しました。被害者はもうこれ以上夫と生活することは

限界と感じている反面、まだDVのことを知ったばかりでいろいろ迷っているようでした。しかし、相談員の情報提供に熱心に耳を傾けいろいろ質問してきました。相談員からは、決心したら早めに家を出る準備をすることや、夫が子どもにかなり執着するように感じたので弁護士を立てる方法などを伝えました。保護命令の申し立てについても説明しておきました。

被害者は、相談員の情報提供にある程度興味を示しましたが、初回の面接で結論を出すまでには至りませんでした。しかし、徐々に表情に力が出てきたように感じたので、2回目の相談を組むことにして、自分でも少し整理してみるように勧めました。整理し考えてみる方法として、今まで受けてきた暴力やつらいと感じたことなどを自分なりに時系列に書き出してみることを勧めました。時間はすでにお昼を過ぎていましたので、次回の日時を決めて初回面接は終了としました。被害者は「少し気持ちが落ち着いたし、言われたことを考えてみます」と感想を言っていました。表情も明るくなり、笑みもみられました。相談員としてもホッとしましたが、相談時間の最後に、緊急の場合には警察へ通報して保護を求めることを、他の相談者と同じように付け加えて、危機感が薄れないよう話をしました。

面接後にもう一人の相談員とケースについてお互いの意見を交換しました。結論が出なかったのは、子どもから父親を取り上げて良いものか？という思いがまだ整理しきれないのだろうと考えました。今日の面接で子どもへの影響についても説明したので、被害者なりに考えてみるだろうと思われました。次回の面接では被害者なりの結論が出ているだろう、家を出る決心をするのではないかと予測を立てました。その場合には、安全に家を出る段取りを一緒に考え、子育ての不安を軽減するために子育て支援の情報などを伝えることを決め、保護の希望があったときの対応も検討し、弁護士相談ができる場所を探して、次回に備えました。

相談を受けるときに一番大事なことは、被害者の話をとにかく「よく聴くこと」です。被害者のつらさや思い、考えに充分耳を傾け、気持ちに寄り添うことを心がけていれば、二次被害に繋がるような言葉かけは自然に出ないものです。相談は被害者に「たくさん話を聴いてもらえた」「自分のことを分かってもらえた」「私が悪いわけではなかった」と感じてもらうことを目標に置いて進めましょう。



## 2. 避難・追及対応、在宅支援

### 避難の方法

避難は緊急に必要となる場合と、計画的に準備して家を出る場合が考えられます。緊急時には警察へ通報し、警察に保護されて避難場所へと繋げてもらうこともできます。

そのほか、様々な相談場所から避難場所へと繋げてもらうこともできます。被害者自身が避難場所へ直接保護を求める場合もあります。

### 避難場所

婦人相談所の一時保護所 → 無料で利用できます。一時保護については最寄の婦人相談所で利用の方法について確認が必要です。

民間シェルター → 利用料が決まっていますが、自治体と一時保護について契約をしている所もあります。

一般に一時保護所やシェルターは、配偶者からの追及を避けなければならないことや、集団生活であったりすることから、外出を制限したり、携帯電話を預かったり、それぞれにルールが設定されているところが多いです。

※その他、ビジネスホテル等へとりあえず泊まるという方法や、親族の元や、友人宅へ身を寄せる方法も考えられますが、安全を最優先して考えることが大切です。

### 自治体が設定した制度の利用

自治体によってはホテル代や交通費など、国とは別に単独に助成制度を設けているところもあります。また、民間シェルターや母子生活支援施設と緊急保護の契約を結んでいる自治体もあります。

### 安全の確保

#### 配偶者の追及

被害者が家を出る決心をすると、被害者の態度が今までと違うと感じた配偶者が不自然に優しくなったり、逆に監視が酷くなったりします。被害者の決心が表面に出ないように注意する必要があります。決心したら早めに実行に移すようにします。家を出ると、配偶者からの追及が激しくなることが予想されます。配偶者からの連絡に安易に応じってしまうと、配偶者から脅されて、あるいはひたすら謝罪されてしまい、戻らざるを得なくなり、再び暴力を受けてしまう被害者もいます。安全のためには、できるだけ連絡を受けないようにする必要があります。

また、被害者が学童を連れている場合は、配偶者が学校へも探しに来ることがありますし、被害者が相談した相談先に配偶者が探しにくることも予想されます。親族が夫に頼まれて訪れる場合もあります。その場合、関係機関は、被害者の安全のため、きわめて慎重に対応する責務があります（後述）。

## 追及を退けるために

### 保護命令に関する支援

身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた場合に申し立てることができます。配偶者暴力相談支援センターや警察に相談します。(第2章参照)

### 捜索願の不受理届け

警察では配偶者からの捜索願を受け付けない手続きができます。家を出る前や出た直後に手続きする必要があります。

### 住民基本台帳閲覧制限

自治体の住民票を扱う窓口で相談します。手続き上、警察か配偶者暴力相談支援センターでの相談の事実を示す文書を出すよう言われます。この制限の手続きをしておけば絶対に住所はわからない、とまでは言い切れないことに留意する必要があります。住民票を新たな住所地に移しても、閲覧制限を設定しておけば配偶者が住民票から居場所を探すことを避けられます。有効期間が1年ですので、1年後のことも視野に入れておく必要があります。

## 避難生活を安定させるために

### 健康保険証

夫の扶養家族として加入している場合、住居地で新たに国民健康保険に入るには、夫の健康保険から被害者や同伴している子どもを分離する必要があります。

配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員に相談をしているか、保護を受けたことがあれば利用できますので、手続きを相談しておきます。

なお、そのまま保険証を使って受診すると、後で診療情報が夫のもとに通知されるので、受診した医療機関が知られて追及を招くおそれがあります。

### 住宅の設定

公営住宅(県営、市営)の申し込みについても、DV被害者は優先してもらえますが、入居までには数ヶ月の間がかかることもあります。自治体の窓口早めに相談してください。

### 同伴児の転校手続き、保育所の入所申込み

住民票を異動しなくても手続きは可能です。転居先の教育委員会や保育所の窓口事情をよく説明して相談します。

## 相談機関での追及対応

学校からの問い合わせや公的機関からの問い合わせに対しても細心の注意が必要です。公的機関でも安易に対応すると、配偶者へ情報が漏れることがあります。公的機関の名を悪用する者もいるので、初対面のときは身分証で相手の所属と氏名を確認し、電話のときは折り返しかけるくらいの慎重さが必要です。

配偶者が直接相談機関に来訪した場合は、必ず複数の職員で対応します。被害者の安全確保を最優先に考えて、被害者の保護の有無、被害者に関する情報は絶対に伝えず、「そのような問い合わせには一切お答えできないことになっています」と明確に対応します。「妻がここに相談に来たことはわかっている」などと揺さぶりをかけられても、「一切お答えできないことになっています」と、くり返し答えます。被害者を知っていても知らなくてもまったく同じ対応をすることが重要です。被害者を知っていることが相手に伝わってはならないのです。

配偶者は手紙や子どもの玩具を渡してほしいなどと言う場合もありますが、応じてしまうと被害者を保護していることを伝えてしまうことになるので、きちんと断ることが必要です。また、長時間押し問答になった場合は、頃合を見て「これ以上お話を聞いていてもこちらの返事は変わらないので、お引取りください」と伝えます。それでも引き取らない場合は「警察へ通報します」と警告し、脅迫や暴行に及ぶ状況では直ちに通報します。

「実は従姉が居なくなって伯母さんが心配しているのですが…」などと相談があった場合は要注意です。もしかすると、配偶者に頼まれた知人の女性の可能性があります。詳細は聞かず、一切の情報を伝えず、ていねいにお引き取り願います。

目の前のひとが善良そうに見え、困っているように見えると、対応する立場のひとはつらくなるときもありますが、職務関係者には、被害者の安全の確保と秘密の保持に十分な配慮をする法律上の義務があります（DV防止法第23条）。被害者に会ったことがある、被害者が相談に来たことがあること自体、言葉によっても態度や表情によっても相手に伝わってはなりません。

なお、住民対応がつねにそうであるように、追及への対応においても、相手の人格を否定するような失礼な態度をとるべきではありません。ていねいな態度で、しかし被害者情報はいっさい伝えないことが、肝要です。

以上のことは、管理職がきちんと理解し、組織のルールとして確立しておく必要があります。

### 家を出るときの注意

- 避難先を誰にも知られないように
  - 当面は親族や友人にも具体的な転出先を言わない。
  - 運送会社など業者を頼むとき、連絡先のメモや見積書の送付などに注意を払う。それらの紙切れ一枚から避難先を知られてしまうこともある。
- 持ち出すもの → 現金、自分の身分を証明できるもの（免許証、年金手帳、パスポート等）、預金通帳、健康保険証、常備薬など、後で取りに行くことはできないので大事なものは必ず持ち出す。
- 子どものこと → 避難先で住民票がなくても学校へ通うことや保育所へ入れることもできます。後で子どもを引き取りに行くことはかなり困難ですから、子どものいる被害者は、子どもをどうするのか十分相談しましょう。

## 関係機関の連携

被害者が、順調に自立へと進んでいくためには、関係機関の横の繋がりが欠かせません。

まず、最初に関わった機関が率先して必要な機関を巻き込んでいくことが大切です。機関として、仕事の役割として被害者に何ができるのかを考えていくことが大切です。連携は被害者の個人情報に充分注意しながら必要最小限な機関に絞って行うのが良いでしょう。

### ある婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）担当者から

A子さん28歳、子ども3才を警察からの保護依頼により、一時保護しました。2年前までは激しい身体的暴力がありましたが、最近は言葉の暴力がほとんどでした。保護を受けたAさんは最初のうちはとても不安が強く、子どもを寝かしつけてから、職員の元に訪れ、不安な気持ちや今までの出来事を繰り返し話し、「やっぱり私が〇〇できなかったから暴力を振るわれた、私が悪いのでしょうか」と言うのでした。職員はその都度ていねいに話を聴き、暴力が悪いのであってあなたが悪いのではないということ、言葉を変えて幾度も説明しました。Aさんは心理職員からも継続して面接を受けてどうにか過ごしている状態でしたが、今は夫とは生活できないという気持ちだけは確かなようでした。Aさんの話を幾度も聴いているうちに、A子さん自身の生活歴も明らかになってきました。Aさんは父親から虐待を受けて育ってきたのでした。虐待はかなり酷いもので、幼児期から中学、高校生になっても殴られたそうです。寒空に何時間も薄着で外に出されたこともあったそうです。Aさんの自己評価の低さはDVだけではなく、虐待を受けていたことも重なっていたことが分かってきました。

担当者は所内の検討会議のとき、このことを報告しました。保護して1週間ほどたっていましたが、もしかすると不安定な気持ちのまま夫のもとに戻って、再び被害を受けてしまいそうな危うさを抱えたままでした。子育てにも自信がなく、叱って当然の場面でも「叱ってしまった。自分も虐待をしていた親のようになるのでは？」という不安を抱えていました。保育士からの報告によると、子どもは感情の起伏が激しいところが見られるようでした。所内の検討会議では今後の方針について話し合われました。危うさはあるものの、今Aさんは夫とは別居を望んでいることは変わらなかったため、生活保護を申請してアパートを借りることを支援していくこととしました。担当者は生活保護の担当者に連絡を取り、役所へ出かけるのは危険なのでぜひ、センターへ来てもらいたいと働きかけました。地元の婦人相談員の支援もあって、生活保護の担当者と婦人相談員が面接に来てくれました。面接は順調に進み生活保護の申請も済ませました。新しい場所での生活は何かとスタートとできそうです。しかし、Aさんはまだ“自分は夫に何か言われたら動揺して不安定なまま戻ってしまうかもしれない”と不安を自ら口にしていました。そのため担当者は心理職員と相談し、退所後もフォローが必要だろうとの結論に達しました。また、子育てについても新住所地の行政機関に繋いで様々な支援をもらうこととしました。担当者は退所前にAさんに付き添って新住所地の児童家庭課へ出かけ、Aさんに利用できそうな子育て支援情報を説明してもらいました。前もって担当者が連絡しておいたので、親切に話をしてもらうことができました。

退所して2週間後に面接に来たAさんは、ちょっぴり遅しくなったようで、今は夫のところに戻ることは考えられないと話していました。取り合えず新しい生活がスタートしましたが、まだまだ別居生活が始まったばかりなので、今後のAさんの気持ちを支えていく必要があります。子育てについても様子を見て必要な機関につなげようと考えています。面接が順調に継続するよう努力したいと思っています。